

産業廃棄物処理行政に関する調査結果

2020年6月11日
公益社団法人リース事業協会

1. 調査の概要

当協会では、リース終了物件の適切な処分並びにリユース及びリサイクルを促進するため、都道府県及び政令市における（本年4月1日現在 47都道府県及び80政令市。以下、「都道府県等」とする。）産業廃棄物処理行政の実態を調査した。

2. 調査結果

■回答自治体数 47都道府県中 47都道府県、80政令市中 80政令市（前年比+2）

（1）域外発生産業廃棄物の搬入規制の有無

	自治体数	構成比 (n=127)	前年度比
規制している	65	51.2%	+2
都道府県	33	26.0%	▲1
政令市	32	25.2%	+3
政令市の規制はないが、都道府県において規制している	11	8.7%	▲1
都道府県	0	0.0%	0
政令市	11	8.7%	▲1
規制していない	48	37.8%	+1
都道府県	12	9.4%	+1
政令市	36	28.3%	0
その他	3	2.4%	0
都道府県	2	1.6%	0
政令市	1	0.8%	0

規制内容	自治体数
搬入禁止	4
事前協議	41
事前届出	11
その他	9

・「搬入禁止」と回答した自治体について、「事前協議」により承認を受け、産業廃棄物の搬入が認められる場合がある。

（2）排出事業者に対する処理業者の現地確認義務を定める条例の制定状況

	自治体数	構成比 (n=127)	前年度比
制定している	31	24.4%	0
都道府県	16	12.6%	0
政令市	15	11.8%	0
政令市として制定していないが、都道府県の条例等により現地確認を求めている	8	6.3%	▲1
都道府県	0	0.0%	0
政令市	8	6.3%	▲1
制定していない	88	69.3%	+3
都道府県	31	24.4%	0
政令市	57	44.9%	+3

罰則の有無	自治体数
罰則あり	0
罰則なし	31

（3）その他排出事業者に係る規制を定める条例の制定状況

	自治体数	構成比 (n=127)	前年度比
規制がある	45	35.4%	▲2
都道府県	14	11.0%	▲3
政令市	31	24.4%	+1
規制はない	82	64.6%	+4
都道府県	33	26.0%	+3
政令市	49	38.6%	+1

・「規制がある」の内容は、排出事業者に対する規制は、産業廃棄物の保管に関する規制が多い。

（4）行政処分した処理業者のホームページ公表

	自治体数	構成比 (n=127)	前年度比
公表している	110	86.6%	+2
都道府県	45	35.4%	0
政令市	65	51.2%	+2
公表していない	2	1.6%	▲1
都道府県	1	0.8%	+1
政令市	1	0.8%	▲2
その他	15	11.8%	+1
都道府県	1	0.8%	▲1
政令市	14	11.0%	+2

公表内容	自治体数
許可取消し	110
事業停止命令	101
改善命令	77
措置命令	85

・「その他」の内容は、処分例がない等となっている。

以上

産業廃棄物処理行政に関する調査結果(2020年度)

【質問内容】	
問1 域外産業廃棄物の搬入について <input type="radio"/> 規制している (SQあり) <input type="triangle-up"/> 政令市の規制はないが、都道府県において規制している <input checked="" type="checkbox"/> 規制していない <input type="checkbox"/> その他	—— (SQ) 搬入規制の内容について a. 搬入を禁止している b. 事前協議が必要となる c. 事前届出が必要となる d. その他
問2 実地確認について <input type="radio"/> 制定している (SQあり) <input type="triangle-up"/> 政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている <input checked="" type="checkbox"/> 制定していない <input type="checkbox"/> 制定を検討している	—— (SQ) 罰則の有無について a. 罰則がある b. 罰則はない

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認			
		(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他		(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
		規制内容の概要・備考など		実地確認の概要・検討内容など		
北海道	○	b	再生利用目的である等、条例規則第2条第6項を満たす場合に限り、道内搬入を認めている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条～第30条参照 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/junkanjourei.htm	○	b	道内の排出事業者が1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を処分業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に規則で定めるところにより、当該委託に係る処分の実施状況、施設状況、保管状況等について確認し、その結果を記録の上、記録を5年間保存することを義務付けている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条参照
旭川市	○	d	当市と協議する前に、北海道が定める条例に基づき北海道との協議が必要。 『旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱』第27条	×		
札幌市	△		本市を含む北海道全域において、北海道が定める規定により、北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』	△		本市域外の排出事業者が本市域内の処理業者に処分を委託する際は、北海道が定める規定により処分の状況の確認等が義務付けられているが、本市域内の排出事業者については、確認等の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』
函館市	△		当市を含む北海道全地域において北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条の規定	△		・本市域外の排出事業者が本市域内の処理業者に処分を委託する際は、処分の状況の確認等を行うことが義務付けられている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条の規定 ・尚、本市の排出事業者については、上記確認の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第39条第2項の規定
青森県	×		県は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨に基づき、区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならないため、事前協議を行っている。 『青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』に基づく	×		
青森市	△		青森県にて青森市を含めた区域で県外産業廃棄物搬入の事前協議を行っている。	×		
八戸市	△		『青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』による規制	×		
岩手県	○	c		○	b	年1回以上、実地又は実地調査者からの聴取等により確認すること。
盛岡市	△			○	b	・適正処理能力の確認(年1回以上) ・実地確認(年1回以上) 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の6

【質問内容】
問3 その他の規制について
 ○規制がある (SQあり) —— (SQ) 規制の概要について記述して下さい。
 ×規制はない

問4 行政処分を受けた処理業者の公表の有無について
 ○ホームページで公表している。(SQあり) —— (SQ) 公表内容等について
 ×ホームページで公表していない。
 △その他
 a. 許可取消し
 b. 事業停止命令
 c. 改善命令
 d. 措置命令

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他		(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令			
			a	b	c	d	補足説明	
北海道	○	排出場所以外の場所で産業廃棄物を道内の排出事業者自らが保管する場合の届出 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第31条、第34条、第35条参照	○	○	○	○	○	
旭川市	×		○	○	○	○	○	
札幌市	×		○	○	○	○	○	
函館市	×		○	○	○	○	○	
青森県	×		○	○	○	○	○	
青森市	×		○	○			○	
八戸市	×		○	○	○	○	○	
岩手県	○	屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務 『循環型地域社会の形成に関する条例』第20条の2	○	○	○	○	○	
盛岡市	○	屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の3	○	○	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
		規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など	
宮城県	○	d	最終処分場のみに関し、最終処分業者が事前協議を行う。 『産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準』	○	b	契約前及び契約後年1回、優良認定業者等の場合は免除。 『産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例』
仙台市	○	c	『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第10条	○	b	実地確認は必要に応じて行うように規定 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第8条第2項
秋田県	○	b	『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×		
秋田市	△		秋田市内へ搬入する県外産業廃棄物は秋田県条例により事前協議が必要となる。 『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×		
山形県	○	b		×		
山形市	△		山形市内に搬入する場合でも、山形県と協議することとしている。	×		
福島県	○	c		○	b	
いわき市	○	b		×		
郡山市	○	c		○	b	委託契約前に適正に処分できるか確認。委託後に処理状況を確認。 『郡山市産業廃棄物処理指導要綱』による指導
福島市	○	d	県外廃棄物について処分の記録、処理実績報告書の提出等が必要。 『福島市県外産業廃棄物処理指導要綱』	○	b	委託契約前に確認 『福島市産業廃棄物処理指導要綱』による指導
茨城県	○	b		○	b	回数や確認方法等の明確な規定はないが、排出事業者が処理施設等の現況調査等を行い、適正に処理が可能であることを事前に確認した上で、契約を締結することを排出事業者が義務付けている。 『茨城県産業廃棄物処理要項』第12条第1項第1号
水戸市	○	b		×		処分業者に対して、排出事業者の現地調査を規定 『水戸市県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要領』第4条
栃木県	○	b	『栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×		
宇都宮市	○	d	最終処分(埋立)を目的とした場合に限り事前協議が必要。 『宇都宮市県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×		
群馬県	×			×		
高崎市	×			×		
前橋市	×			×		
埼玉県	□		建設系産業廃棄物(工作物の新築・改築・除去に伴って発生した産業廃棄物)のうち、廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・廃石膏ボードを対象とした事前協議制度がある。 『埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×		
川口市	×			×		
川越市	×			×		
越谷市	×			×		

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令				補足説明
				a	b	c	d	
宮城県	×		○	○	○	○	○	
仙台市	○	処理計画の作成及び管理責任者の設置並びに分析試験実施等 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第5条～第7条	○	○	○	○	○	
秋田県	×		○	○	○	○	○	
秋田市	×		○	○				
山形県	×		○	○	○	○	○	
山形市	×		○	○	○	○	○	
福島県	○	『福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例』 『福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則』 『福島県産業廃棄物処理指導要綱』	○	○	○	○	○	
いわき市	○	事前協議に際して、許可証を確認すること。	×					
郡山市	○	産業廃棄物管理責任者の設置。産業廃棄物を入れた容器、場所等に必要事項の表示。 『郡山市産業廃棄物処理指導要綱』による指導	○	○	○			
福島市	○	・産業廃棄物管理責任者の設置 ・自社運搬時の積替え保管に係る保管場所の届出 ・自社運搬・処分に係る産業廃棄物処理票の交付 『福島市産業廃棄物処理指導要綱』	△					2018年4月1日以降行政処分の実績はないが、今後あれば公表する方針。
茨城県	○	搬出事業場外において、排出事業者が自ら処理を行う場合は、自社処理票を作成し、処理行程を明確にしなければならない。 『茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例』第8条	○	○	○	○	○	
水戸市	×		○	○	○			
栃木県	×		○	○	○			
宇都宮市	×		○	○	○	○	○	
群馬県	×		○	○	○			
高崎市	×		○	○	○			
前橋市	×		○	○	○			
埼玉県	×		○	○	○	○	○	
川口市	×		△					行政処分の事例はないが、ホームページでの公表を予定している。
川越市	×		○	○	○	○	○	
越谷市	×		○	○				

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
さいたま市	×			×		
千葉県	○	b	最終処分のみ事前協議が必要。 『千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』を参照	×		
柏市	×			×		
千葉市	○	b	埋立処分に限る	×		
船橋市	×			×		
東京都	×			×		
八王子市	×			×		
神奈川県	×			×		
川崎市	×			×		
相模原市	×			○	b	努力義務として、定めている。 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第29条 『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則』第14条
横須賀市	×			×		
横浜市	×			×		
新潟県	○	b		○	b	
新潟市	○	b		○	b	処分を受託しようとする者が設置している処理施設のうち、当該委託に係るものの稼動状況を自ら実地において調査する方法、又は電話その他の通信手段を用いて調査する方法により確認し、規則で定める事項を記録しなければならない。 『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第7条 『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則』第3条
富山県	○	d	本来は行政指導であり、決して県外搬入を「規制」しているものではないが、処分場ごとの搬入計画量が100t以上の場合、事前協議を必要としている。	×		
富山市	○	b	『富山市産業廃棄物適正処理指導要綱』第15条	×		
石川県	○	b	『石川県廃棄物適正処理指導要綱』	○	b	委託しようとするときは、必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地により確認するよう努めなければならない。廃棄物の処理の状況を定期的に確認するよう努めなければならない。 『ふるさと石川の環境を守り育てる条例』

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令				補足説明
				a	b	c	d	
さいたま市	×		○	○	○	○		
千葉県	○	『千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例』を参照	○	○	○			
柏市	○	運搬車に備え付けた書面の写しの保存等、夜間の搬入搬出の禁止等(自ら処理等)『柏市産業廃棄物不適正処理防止条例』	○	○	○			
千葉市	×		○	○	○	○	○	
船橋市	○	廃棄物処理票の作成、夜間の搬入搬出禁止等『船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	○	○	○	○	○	
東京都	×		○	○	○	○	○	
八王子市	×		○	○	○	○	○	
神奈川県	○	産業廃棄物を発生場所以外の場所(保管面積100㎡以上)で保管しようとする場合は、届出が必要。『神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例』に基づく	○	○	○	○	○	
川崎市	×		○	○				
相模原市	○	産業廃棄物の生じた場所以外の場所(市の区域内に限る)において、当該産業廃棄物を100㎡以上の保管用地に保管する場合、事前の届出を必要としている。『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第30条『相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則』第15条～第18条	○	○	○	○	○	
横須賀市	×		○	○	○	○	○	
横浜市	×		○	○	○	○	○	
新潟県	×		○	○	○			
新潟市	×		○	○	○	○	○	
富山県	×		○	○	○			
富山市	×		○	○	○	○	○	
石川県	○	・建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を建設現場の外において、200㎡以上の面積の場所で保管する場合は届出が必要。 ・硫酸ピッチの生成及び保管の禁止	○	○	○		○	改善命令は、公表の利益を勘案して、別途判断。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認			
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している			
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	c:事前届出	d:その他	(SQ)	a:罰則がある
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など			
金沢市	○	b	『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第3章	○	b	定期的に確認を行うよう努める。 『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第46条	
福井県	○	b	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/sanpai/hannyuukyugi.html	×			
福井市	○	b	『福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱』第6条～第11条	×			
山梨県	×			×			
甲府市	×			×			
長野県	○	b	最終処分目的で県外から搬入する場合に限定	×		義務付けてはいないが、「排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物の処理の状況について確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。」旨規定している。 『廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第11条の規定 https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/index.html	
長野市	○	b		○	b		
岐阜県	○	c		○	b	原則年1回以上の現地確認を義務付けている。優良認定業者に委託する場合は免除。	
岐阜市	△		事前届出の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第20条	△		排出事業者による事前確認の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第18条	
静岡県	○	b	『静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	○	b	産業廃棄物の処理を委託するときに実施。処理委託契約が1年以上にわたり継続する場合は年1回。優良認定業者の場合は免除規定あり。	

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ ホームページで公表している。(SQあり) × ホームページで公表していない。 △ その他	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令				
				a	b	c	d	補足説明
金沢市	○	(1)工作物の新築、増築、改築もしくは除去に伴って生じた産業廃棄物等を保管する場合に、面積が200㎡以上である保管場所について届出が必要である。 『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第42条 (2)廃棄物処理法第15条に規定する処理施設の設置又は構造の変更をしようとするときは、事前審査が必要となる場合がある。 『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第2章 (3)廃棄物処理法第15条に規定する施設の設置者は、前年度に処理した産業廃棄物の処理実績を次年度の6月30日までに報告する必要がある。 (4)特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更した場合は、30日以内に市長に報告する必要がある。 (5)特別管理産業廃棄物を生ずる事業所の設置者は、前年度に処理した(委託を含む)特別管理産業廃棄物の処理実績を次年度の6月30日までに報告する必要がある。 (3)、(4)及び(5)『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則』第21条	○	○	○	○	○	
福井県	×		○	○	○	○	○	
福井市	×		○	○	○	○	○	
山梨県	×		○	○	○	○	○	
甲府市	×		○	○	○	○	○	
長野県	×		○	○	○	○	○	
長野市	○	産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合において、市内で不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境の保全上の支障の排除又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、市長へ報告しなければならない。 『長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第20条第2項	○	○	○	○	○	
岐阜県	○	一定規模以上の産業廃棄物排出事業者に対する産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任について届出を義務付け。 『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第17条	○	○	○	○	○	
岐阜市	○	規則第7条に定める事業者に対して産業廃棄物処理計画書の作成等を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第17条	○	○	○	○	○	
静岡県	○	・産業廃棄物管理責任者の設置 ・不適正処理への必要な措置の実施及び県への報告 『静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	○	○	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認			
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している			
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	c:事前届出	d:その他	(SQ)	a:罰則がある
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など			
静岡市	○	b	『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	○	b	委託契約前に、委託期間が1年以上に及ぶ場合は1年に1回以上実地確認を行うこととする。また、優良認定業者に委託する場合は、インターネットでの公開情報を確認することで実地確認に代えることができる。	
浜松市	○	b	ただし、県外からの産業廃棄物の処分を当市の優良認定業者に委託する場合は、事前協議免除。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第13条	○	b	・契約前(自動更新の場合年1回以上)実施 ・小規模事業場(産業廃棄物平均発生量が10t未満であって、かつ、特別管理産業廃棄物平均発生量が0.5t未満)の場合は免除。 ・優良認定業者に委託する場合は免除。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条	
愛知県	○	c	『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』	○	b	排出事業者は委託先の処理業者が処理能力を有することを少なくとも年1回は現地確認しなければならない。ただし、優良認定業者に委託する場合は処理業者がインターネット上で公開している情報の確認で良いものとする。尚、罰則ではないが、確認義務に違反している場合に確認すべきことを勧告し、さらに勧告に従わない場合にその旨を公表する規定を設けている。	
岡崎市	△		事前届出が必要。 『愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用	△		『愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用	
豊田市	○	c		○	b	産業廃棄物の処理を委託しようとする場合は年1回以上行い、確認した事項の記録を5年間保存することを義務付けている。優良認定業者に委託する場合は、実地確認は省略して良い。	
豊橋市	△		事前届出 『愛知県廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』	△		『愛知県廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』	
名古屋市	○	c		○	b		
三重県	○	c	『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』第9条を参照	○	b	・自ら実地に調査・確認すること若しくは、自らの責任において実地に調査している者から聴取・確認する。 ・処分を委託しようとする場合に行うものとし、確認した日から1年を経過した日以後引き続き委託しようとするときも同様とする。 『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』第7条を参照	
滋賀県	×			×			
大津市	○	d	年間200t以上の搬入について、最終処分場への搬入は事前協議、中間処理施設への搬入は事前届出が必要となる。 『大津市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×			
京都府	×			×			
京都市	×			×			
大阪府	×			×			
大阪市	×			×			

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない		○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他						
	規制の概要・備考など		(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令 a b c d 補足説明						
静岡市	○	・事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を設置すること。 ・県外産業廃棄物の搬入状況を年度ごとに報告すること。 『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	△						法に基づく命令若しくは許可の取消し又は法の規定に違反したことを理由とする告発を行ったときは、これらの内容を公表することができる。
浜松市	○	・産業廃棄物管理責任者の設置及び報告(産業廃棄物平均発生量が10t未満であって、かつ、特別管理産業廃棄物平均発生量が0.5t未満の小規模排出事業場は除く) ・前年度における県外産業廃棄物の搬入量の報告(県外産業廃棄物の処分を当市の優良認定業者に委託する場合は除く) 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第8条、第16条	○	○	○	○	○		
愛知県	○	建設廃棄物又は廃タイヤを屋外において100㎡以上の規模で保管しようとする者は事前に届出なければならない。 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』	○	○	○	○	○		
岡崎市	○	特別管理産業廃棄物発生事業場の報告 『岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』	○	○	○	○	○		
豊田市	○	・建設廃棄物又は廃タイヤを屋外で100㎡以上の規模で保管する場合に事前に届出が必要である。 ・特別管理産業廃棄物が発生する事業場を設置した場合に届出が必要である。	○	○	○	○	○		
豊橋市	○	特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書 『豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』第22条	○	○	○	○	○		
名古屋市	○	・100㎡以上の屋外において、特定の産業廃棄物等を保管する場合に届出が必要となる。 ・特別管理産業廃棄物が発生する事業場は届出が必要となる。等	○	○	○	○	○		
三重県	○	・保管場所に係る届出あり 『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』第8条を参照 ・解体工事の元請業者は、発注者に対する解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等の義務あり 『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』第13条、第14条を参照	○	○	○	○	○		
滋賀県	×		○	○	○	○	○		
大津市	×		○	○	○	○	○		
京都府	○	自社産業廃棄物を排出した事業場以外で保管する場合で、その保管面積が300m2以上の場合、保管用地届が必要等。 『京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例』	○	○	○	○	○		
京都市	×		○	○	○	○	○		
大阪府	×		○	○	○		○		
大阪市	×		○	○	○	○	○		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他 規制内容の概要・備考など			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない 実地確認の概要・検討内容など		
堺市	×			×		
吹田市	×			×		
高槻市	×			×		
豊中市	×			×		
寝屋川市	×			×		
東大阪市	×			×		
枚方市	×			×		
八尾市	×			×		
兵庫県	×			×		
明石市	×			×		
尼崎市	×			×		

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない		○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他					
	規制の概要・備考など		(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					
			a	b	c	d	補足説明	
堺市	○	・事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を設置すること。 ・産業廃棄物を事業場外で保管する場合で敷地面積が300㎡以上の場合、事前に届出が必要となる。	○	○	○		○	
吹田市	○	産業廃棄物を発生事業所外で保管する場合で、保管事業場敷地等の面積が300㎡以上の場合には保管開始日の14日前までに届出すること。 『吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	△					事例はないが、事例が出た際は公表について判断する。
高槻市	○	・事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を設置すること。 ・産業廃棄物を発生事業場外で保管する場合で、保管事業場敷地等の面積が300㎡以上の場合には事前に届出すること。 『高槻市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	△					事例はないが、事例が生じた際は公表について判断する。
豊中市	×		△					事例がないため公表を行っていないが、事例が生じた際には公表について判断する。
寝屋川市	○	・産業廃棄物管理責任者の設置 ・自社の産業廃棄物を発生事業場外で保管する場合で、敷地等の面積が300㎡以上の場合には事前に届出が必要。 『寝屋川市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	△					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には公表について判断する。
東大阪市	○	・事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を設置すること。 ・産業廃棄物を事業場外で保管する場合で、敷地面積が300㎡以上の場合、事前に届出が必要となる。 『東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	△					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には検討する。
枚方市	×		○	○	○	○	○	
八尾市	○	・産業廃棄物管理責任者の設置 ・自社の産業廃棄物を発生現場以外の場所で保管する場合で、敷地面積が300㎡以上の場合、事前に届出が必要となる。	△					事例はないが、条例において公表できると規定している。
兵庫県	○	産業廃棄物を排出する場所以外で、面積が100㎡以上の土地において産業廃棄物の保管をしようとするときは、届出を義務付け。 『兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例』	○	○	○	○	○	
明石市	○	排出事業者が自らの産業廃棄物を排出場所以外の100㎡以上の土地において保管する場合は、届出を義務付けている。 『明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	○	○	○	○	○	
尼崎市	○	産業廃棄物が発生する場所及び産業廃棄物処理施設の敷地内以外で、100㎡以上の面積の土地に産業廃棄物を保管する場合に届出を義務付け。 『尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	△					環境省システムにて公表。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議 c:事前届出 d:その他	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
		規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など	
神戸市	×			×		
西宮市	×			×		
姫路市	×			×		
奈良県	×			×		
奈良市	×			×		
和歌山県	○	d	原則禁止だが、条件により搬入可能(事前協議等が必要)	×		
和歌山市	×			×		
鳥取県	×			×		
鳥取市	×			×		
島根県	○	b	『島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×		
松江市	○	b	『松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×		
岡山県	○	b		×		
岡山市	○	b	手続きを求めるものであって、搬入を規制するものではない。	×		
倉敷市	○	b	『倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』	×		

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○	○	○	○	○	補足説明
神戸市	○	1.産業廃棄物の保管届 排出事業者が、100㎡以上の土地(産業廃棄物の発生場所及び産業廃棄物処理施設の敷地内を除く)において、自らが排出した産業廃棄物を保管する場合に、当該事業者に対して届出を義務付け。 2.建設資材廃棄物引渡完了報告 床面積80㎡以上の建築物又は請負金額500万円以上の解体工事で発生する建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したとき、当該解体工事の元請業者及び自主施工者に対して引渡完了報告を義務付け。 『神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例』	○	○	○	○	○	
西宮市	×		△					国のシステムで公表している。(ここ数年行政処分なし)
姫路市	○	1.産業廃棄物の保管届 面積100㎡以上の土地(産業廃棄物を排出する場所、産業廃棄物処理施設を設置している敷地内を除く。)で自らが排出した産業廃棄物を保管する場合に届出を義務付け。 2.建設資材廃棄物引渡完了報告 床面積80㎡以上又は請負金額500万円以上の解体工事に伴って排出される建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了した際に、引渡完了報告を義務付け。 『姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』	○	○	○	○	○	
奈良県	×		△					環境省のホームページで公表。
奈良市	×		○	○	○	○	○	
和歌山県	×		○	○				b~dについては事例なし。
和歌山市	×		○	○				
鳥取県	×		○	○	○	○	○	
鳥取市	×		△					2018年4月に中核市に移行してから現時点までに行政処分を行った案件はない。
島根県	×		○	○	○	○	○	
松江市	×		○	○	○	○	○	
岡山県	×		○	○	○	○	○	
岡山市	×		△					ホームページ「おかやま廃棄物ナビ」で公表している。
倉敷市	○	事業者に対して、事業活動に伴って生じた産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ)について、pH、油分、有害物質についての分析証明書を保有し、処分を行う場合、収集運搬業者、処分業者へ分析証明書を交付するよう定めている。 『倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』	△					行政処分は『岡山県循環資源総合情報支援センター』で公表している。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ)	a:搬入禁止	b:事前協議	(SQ)	a:罰則がある	b:罰則はない
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
広島県	○	b	『県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』参照 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-12-kengai-kengai-top.html	○	b	事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他の規則で定める方法※1により、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければならない。 『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条 ※1『広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則』第71条
呉市	□		放射性物質に汚染され、または汚染のおそれがある場合は、事前協議が必要である。	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条の規定が適用
広島市	○	d	クリアランスレベル100Bq/kgを超える廃棄物	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』
福山市	○	b	『福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』を適用
山口県	○	c		○	b	産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処理業者の処理施設を実地により確認するか、実地確認している者から聴取し、その結果を記録することを義務付け。 『山口県循環型社会形成推進条例』
下関市	×			×		
徳島県	○	b	『徳島県産業廃棄物処理指導要綱』	×		
香川県	○	a	『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』第9条	○	b	具体的な制度はない。 『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』第5条第1号
高松市	○	b	『高松市産業廃棄物処理等指導要綱』	×		
愛媛県	○	b	『愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×		
松山市	○	b		×		
高知県	○	b		×		
高知市	○	a	協議し、市長の承認を受けた場合を除き処理することができないと規定している。 『高知市産業廃棄物処理指導要綱』第13条第4項の規定	×		
福岡県	□		県外産業廃棄物を処分する県内処分業者からの事前届出が必要となる。(規制目的ではない) 『福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱』	×		
北九州市	○	d	搬入量により届出が必要。 『北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱』	×		
久留米市	×			×		
福岡市	○	c		×		
佐賀県	○	b		×		
長崎県	○	b		○	b	努力義務として明記 『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱』
佐世保市	○	b		○	b	

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令				補足説明
				a	b	c	d	
広島県	×		○	○	○		○	
呉市	×		○	○	○			
広島市	×		○	○	○		○	
福山市	×		○	○	○		○	
山口県	○	・産業廃棄物の排出事業場外保管の事前届出 ・事故時の措置の報告 『山口県循環型社会形成推進条例』	○	○	○	○	○	
下関市	×		○	○	○	○	○	
徳島県	×		○	○				
香川県	×		○	○	○	○	○	
高松市	×		○	○				
愛媛県	×		○	○	○		○	
松山市	×		○	○	○	○	○	
高知県	×		○	○				
高知市	×		○	○	○			
福岡県	×		○	○	○	○	○	
北九州市	×		○	○	○	○	○	
久留米市	×		○	○	○	○	○	
福岡市	○	・建設汚泥の自ら利用、建設廃棄物の自ら利用について、事前届出が必要となる。 ・建設現場等において産業廃棄物の予定発生数量が500m ³ を超える場合は、事前届出が必要となる。 『建物汚泥の「自ら利用」に係る事務処理要領』 『建設廃棄物の自ら利用に係る事務処理要領』 『産業廃棄物処理計画書の提出について』	○	○	○	○	○	
佐賀県	×		○	○	○	○	○	
長崎県	×		○	○	○	○	○	
佐世保市	○	排出事業者の特定が困難な産業廃棄物であるとき等は、搬入の中止又は協議内容の変更等の指導を行う。 『佐世保市廃棄物適正処理指導要綱』第18条第1項	○	○	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他 規制内容の概要・備考など			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない 実地確認の概要・検討内容など		
長崎市	○	b	『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第18条参照	○	b	排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等、処理状況の把握に努めるよう求めている。『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項
熊本県	○	b		○	b	氏名公表制度あり
熊本市	×			×		
大分県	○	b		×		廃掃法12条7項排出者責任に基づき実地確認をお願いしている。
大分市	△		県外から搬入される産業廃棄物については、大分県が一括して事前協議を行っている。市内搬入分については、県から意見を求められる。	×		
宮崎県	○	a		×		
宮崎市	○	a	『宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱』	○	b	
鹿児島県	○	b		×		
鹿児島市	○	b		×		
沖縄県	×			×		
那覇市	×			×		

自治体	問3.その他の規制		問4.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					
	○:規制がある(SQあり) ×:規制はない	規制の概要・備考など	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 △その他	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令				補足説明
				a	b	c	d	
長崎市	○	排出事業者の責務として、産業廃棄物の発生量の抑制、発生した産業廃棄物の市内における循環利用及び適正処理等を求めている。 『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第1項～第4項	○	○	○	○	○	
熊本県	×		×					
熊本市	×		○	○	○	○	○	
大分県	×		○	○	○			
大分市	×		○	○	○			
宮崎県	×		○	○	○			
宮崎市	×		○	○	○			
鹿児島県	×		○	○	○	○	○	
鹿児島市	×		○	○	○	○	○	
沖縄県	×		○	○	○	○	○	
那覇市	×		○	○	○	○	○	